

社援援発0616第1号  
平成23年6月16日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局援護課長



戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等の請求に当たり提出を求める  
死亡推定に係る確認書類について

標記については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡推定に関する規定について」（平成23年6月7日社援援発0607第1号社会・援護局援護課長通知。以下「課長通知」という。）によるほか、下記のとおりとするので、御了知の上、管内市区町村等にその周知徹底を図るよう御配慮願いたい。

## 記

### 1 死亡の推定に係る確認書類について

既に周知したとおり、東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からぬ場合には、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第93条に基づき、平成23年3月11日に死亡したものとして取扱うこととされている。

この場合、行方不明となった事実については、課長通知2（1）により、以下の書類の提出を求めることとしている。

- ① 東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となっていることの申立書（様式は問わない）
- ② 国、地方自治体等の行方不明であることを支給事由とする公的な給付金等の支給決定通知書等の写し、第三者による証明又はこれらに準ずる書類

### 2 提出できる書類がない場合の取扱い

しかしながら、被災、避難の状況等により、課長通知2（1）②に規定する書類（以

下「証明書類」という。)の提出が困難な場合も想定されるところである。

このため、証明書類の提出が困難な場合であって、請求者等が警察署に対して当該行方不明者の届出を行っている場合には、当課において、当該行方不明者の届出をした警察署の住所を管轄する都道府県警察本部に対して照会を行い、事実関係の確認を行うこととする。

### 3 申立書兼同意書の提出等

個人情報に配慮する観点から、行方不明者の届出をした警察署の住所を管轄する都道府県警察本部に対して、当課から照会を行うことについて、請求時に請求者から同意書の提出を求めること。この場合、課長通知2(1)①の申立書と当該同意書では、記載内容に重複する箇所も多いことから、別添様式により、申立書兼同意書として、1枚の書類に記入することで足りることとする。

また、請求者から提出された証明書によっては、行方不明であることの確認ができるか疑義がある場合には、必要に応じ、警察本部に照会を行うこととするので、当課に協議されたい。

(様式)

## 申立書兼行方不明者に関する事項の確認についての同意書

(ふりがな)

行方不明者の氏名

(男・女)

生年月日 年 月 日 (分かれば) 年金証書番号

震災当時の住所

行方不明となった年月日 年 月 日

届出をした警察署 届出年月日 年 月 日

行方不明となった経緯・状況をご記入ください。

以上、相違ありません。

私（請求者）は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第93条に基づく年金等の裁定に当たり、厚生労働省社会・援護局援護課が、必要な範囲で警察に対し、上記の者に関する事項について確認を行うことに同意します。

平成 年 月 日

厚生労働省社会・援護局援護課長 殿

請求者氏名 行方不明者との続柄

請求者住所（居所）

請求者連絡先（※）

※ ご自宅又は携帯電話が使用可能であれば、その電話番号を、  
使用できない場合は、呼び出し等により連絡が可能な電話番号をご記入ください。